

船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第3条第2項の一般市民委員の
選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）
第3条第2項に規定する一般市民委員（以下「公募市民委員」という。）の選考に関
し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 公募市民委員の数は、2人までとする。

(公募市民委員の応募資格)

第3条 公募市民委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に在住する者であること。
- (2) 応募日に18歳以上の者であること。
- (3) 市の附属機関及び附属機関に準ずる機関の委員ではないこと。
- (4) 市の職員ではないこと。

(公募市民委員の公募方法)

第4条 公募市民委員の公募は、広報ふなばしに募集記事を掲載することにより行う。

(公募市民委員の選考方法)

第5条 公募市民委員の選考は、小論文によるものとする。

提出された小論文を、各審査項目について、選考委員各々が選考基準の5段階（点
数）で評価し、平均点数3以下の評価の者を除き、合計点数上位の者から選考する。

[審査項目]

動物愛護管理に関する理解力

動物愛護管理に関する問題意識

動物愛護管理に関する熱意、意欲

動物愛護管理に関する論理的な意見の主張

[選考基準]

点数	評価
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通
2	劣っている
1	非常に劣っている

(公募市民委員選考委員会)

第6条 公募市民委員を選考するため、公募市民委員選考委員会（以下「選考委員会」

という。)を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健所長
- (2) 理事
- (3) 次長
- (4) 衛生指導課長
- (5) 動物愛護指導センター所長

3 選考委員会に会長を置き、会長は保健所長があたる。

4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。